

介護老人保健施設サービス 運 営 規 程

令和6年6月

医療法人 知命堂病院

介護老人保健施設 くびきの

(運営規程設置の主旨)

第1条

医療法人知命堂病院介護老人保健施設くびきの（以下「施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条

施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

利用者の人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気の中で、各人に応じた医療、介護、リハビリ等各種のサービスを行い、居宅における日常生活への復帰を目指す。

(名称及び所在地)

第4条

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人知命堂病院介護老人保健施設くびきの
(2) 所在地 上越市西城町3丁目6番31号

(職員の定数)

第5条

施設に次の職員をおく。

但し、法の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準で定める数又はそれ以上とする。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 医師（施設長） | 1名（兼務） |
| (2) 看護師 | 10名（兼務） |
| (3) 介護員 | 22名（兼務） |
| (4) 支援相談員 | 1名（兼務） |
| (5) 作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士 | 1名（兼務） |
| (6) 事務員 | 2名（兼務） |
| (7) 薬剤師 | 1名（兼務） |
| (8) 管理栄養士 | 1名（兼務） |
| (9) 介護支援専門員 | 1名（兼務） |
| (10) 用務員 | 1名（兼務） |

(職務内容)

第6条

職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括し執行する。
医師は、利用者の健康管理及び医療処置を適切に講ずる。
- (2) 看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (3) 介護員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者等に支援相談業務を行う。
- (5) 作業療法士、理学療法士並びに言語聴覚士は、利用者に対するリハビリ業務を行う。
- (6) 事務員は、事務の処理を行う。
- (7) 薬剤師は、利用者に対する調剤業務を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理業務を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者等の要望によりケアプラン等の支援業務を行う。
- (10) 用務員は、施設、設備の保守点検業務を行う。

(勤務体制の確保)

第7条

施設は、利用者に対し、適切な施設療養その他のサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努める。

(入所定員)

第8条

入所定員は、施設入所・短期入所（介護予防含む）、合せて96名とする。

(定員の遵守)

第9条

施設は、入所定員及び療養室の定員を越えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(サービス内容)

第10条

施設のサービスは居宅における生活への復帰を目指すものである。内容は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事、栄養管理・栄養ケアマネジメント
- (3) 入浴
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）、リハビリテーション計画の立案
- (7) 相談援助
- (8) その他

(利用料)

第11条

施設の利用に伴い必要となる費用は、別紙利用料金表により支払いを受ける。

保険給付対象の基本料金は、厚生労働大臣が定めた告示上の基本額とする。

2 利用者の利用開始に際し、利用料について具体的に提示しなければならない。

(施設サービスの取扱方針)

第12条

- 介護保健施設サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。
- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(診療方針)

第13条

診療方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 診療は、必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者等の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をあげることができるように適切な指導を行う。
- (3) 常に利用者等の症状及び心身の状態並びに日常生活、家庭環境の的確な把握に努め、本人またはその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は入所者等の症状に照らし妥当且つ適切に行う。
- (5) 特殊な療法または新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外のものを入所者等に使用し、または処方してはならない。

(身体拘束等)

第14条

施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、別に定める「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 2 身体的拘束等の適正化を図るための対策を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第15条

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、別に定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づきサービスを提供するとともに、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図らなければならない。

また、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施するとともに、上記措置を適切に実施するための担当者を置かなければならない。

施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(褥瘡対策等)

第16条

施設は利用者に対し良質なサービス提供を提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止する体制を整備する。

(必要な医療の提供が困難な場合の処置等)

第17条

利用者の症状から見て当該施設において必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、併設病院、その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講ずる。

- 2 不必要に利用者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 利用者のために往診を求め、又は病院若しくは診療所に通院させる場合には、その病院又は診療所の医師（歯科医師）に対し、利用者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 利用者が往診を受けた医師（歯科医師）又は通院した病院若しくは診療所の医師（歯科医師）から、療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第18条

機能訓練は利用者等の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、計画的に行う。

(看護及び介護)

第19条

看護及び介護は、利用者等の症状、心理の状態などに応じ適切に行うと共に、日常生活の充実に資するように行う。

- 2 施設は、褥瘡の発生を予防するための体制を整備し、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行う。

(食事の提供)

第20条

利用者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならない。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第21条

施設は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第22条

施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めるものとする。

- 2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第23条

施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに、年2回以上必要な訓練を行い、利用者の安全に対して万全を期するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第24条

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(施設利用に当たっての留意事項)

第25条

利用者の施設利用に当たっての留意事項を次の通りとする。

(1) 面会

外来者は利用者と面会しようとするときは、所定の手続きにより施設長に届け出なければならない。

(2) 外出及び外泊

外出または外泊しようとするときは、所定の手続きにより外出外泊先、用件、施設への帰着する予定日時等を、施設長に届け出て許可を得なければならない。

(3) 所持品・備品等の持ち込み

電気製品を持ち込む場合は、所定の手続きにより施設長に届け出なければならない。

(4) 日課の励行

施設長、医師、看護師、介護支援専門員、支援相談員、理学・作業療法士、言語聴覚士、介護員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(5) 健康維持

常に健康に留意し、施設で行う診療は、特別な理由がないかぎり、努めて受診しなければならない。

(6) 衛生保持

身の回り及び施設の清潔、整理、整頓その他環境衛生の保持のため、施設に協力しなければならない。

(7) 身上変更

身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

(8) 金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とする。ただし、必要な場合は利用者の家族の管理とする。

(9) 施設外の受診

施設の医師の判断によるものでなければならない。

(施設内禁止行為)

第26条

施設内において次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、飲酒、又は楽器等により施設内の静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。但しテレビ、ラジカセ、CD等の視聴時間については別に定める。
- (3) 施設内及び施設敷地内は、禁煙とする。
- (4) 故意に施設若しくは備品、物品を破損し、又これらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭または物品によって賭け事をすること。
- (6) 施設内の風紀秩序を乱し、また安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、またはその形状を替えること。
- (8) ペットの持ち込み。

(入退所)

第27条

施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 施設は、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 7 施設は、利用者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後のかかりつけの医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(受給資格の確認)

第28条

施設は、介護老人保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(入退所の記録の記載)

第29条

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第30条

施設は、介護老人保健施設サービスを受けている利用者等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を、入所者の住所地を管轄する市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって介護給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第31条

施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 3 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は、まん延しないように体制を整備し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 施設は、感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を開催し、結果を従業員に周知徹底をはかるとともに、「感染の予防及びまん延防止の指針」に基づき、訓練を定期的に実施し、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 5 栄養士、管理栄養士、調理員等厨房勤務者は、月1回、検便を行わなければならない。
- 6 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(設備・備品管理)

第32条

施設の設備、備品または医薬品及び医療器具の管理を適正にし、衛生上必要な措置を講ずる。

(研修)

第33条

利用者の処遇の適性とサービスの向上に資するため、研修等により、常に新しい知識、技術の修得に努める。

(掲示)

第34条

当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力病院、利用料に関する事項を掲示しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条

施設は、事故の発生又はその再発を防止するために、別に定める「療養安全管理指針」に基づき体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、施設は、必要な措置を行う。

(苦情処理)

第36条

施設は、提供した介護保健施設サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対応するための窓口を設置する。また、当該苦情の内容等の記録等その他必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第37条

施設の運営に当たっては、関係機関との連携を密に行う。

(秘密の保持)

第38条

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。職員でなくなった後においても遵守しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第39条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定数を超えて入所させない。

- 2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適正な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要な事項については、医療法人 知命堂病院の役員会において定めるものとする。

(その他)

第40条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行)

第41条

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

利用料金表（施設入所）

(1) 基本料金（保険給付対象）

1. 介護保健施設サービス費

【基本型】個室 多床室とも

- | | | | | |
|-----------------------------|-------|-------|------------------------------------|-------|
| ・要介護1 | ・要介護2 | ・要介護3 | ・要介護4 | ・要介護5 |
| 2. 外泊時（初日、終日を除く） | | | 22. 口腔衛生管理加算（I）（II） | |
| 3. 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合） | | | 23. 療養食加算 | |
| 4. 再入所時栄養連携加算 | | | 24. 在宅復帰・在宅療養支援加算（I） | |
| 5. 夜勤職員配置加算 | | | 25. 緊急時治療管理加算 | |
| 6. 短期集中リハビリテーション実施加算（I）（II） | | | 26. 所定疾患施設療養費（I）（II） | |
| 7. ターミナルケア加算（死亡日以前31～45日） | | | 27. 褥瘡マネジメント加算（I）（II） | |
| 8. ターミナルケア加算（死亡日以前4～30日） | | | 28. 排せつ支援加算（I）（II）（III） | |
| 9. ターミナルケア加算（死亡日前日・前々日） | | | 29. かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）（II）（III） | |
| 10. ターミナルケア加算（死亡日） | | | 30. 新興感染症等施設療養費 | |
| 11. 初期加算（I）（II） | | | 31. 自立支援推進加算 | |
| 12. 入所前後訪問指導加算（I）（II） | | | 32. 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | |
| 13. 試行的退所時指導加算 | | | 33. 退所時栄養情報連携加算 | |
| 14. 退所時情報提供加算（I）（II） | | | 34. 高齢者施設等感染対策向上加算（I）（II） | |
| 15. 入退所前連携加算（I）（II） | | | 35. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）（II） | |
| 16. 訪問看護指示加算 | | | 36. 科学的介護推進体制加算（I）（II） | |
| 17. 栄養マネジメント強化加算 | | | 37. 安全対策体制加算 | |
| 18. 経口移行加算 | | | 38. サービス提供体制強化加算（I）（II）（III） | |
| 19. 経口維持加算（I）（II） | | | 39. 介護職員等処遇改善加算（I）（II）（III）（IV）（V） | |
| 20. 協力医療機関連携加算 | | | | |
| 21. 生産性向上推進体制加算（I）（II） | | | | |

※ 上記については、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、1割負担額とする。

(2) 利用加算（保険給付対象外）（1日当たり・税込）

1. 居住費

・従来型個室 1, 870円 ・多床室 660円

2. 食費 1, 680円

※ 併設病院へ入院した日（退所日）及び併設病院からの入所日（退院日）についても、食費を請求する。

3. 教養娯楽費 100円

4. 電気料（1品目1日当り） 50円

5. 特別室利用料

・個室 1, 510円 ・二人室 650円

※ 外泊期間中及び併設病院へ入院した日（退所日）及び併設病院からの入所日（退院日）についても、特別室利用料を請求する。

6. 各種予防接種負担金 実費

7. その他 立替及び実費発生時、実費相当額

※ 1・2については、介護保険負担限度額認定証提示利用者は、負担限度額とする。